

1 事業名

所沢市立児童クラブ条例の一部改正

2 事業の概要

所沢市立椿峰児童クラブの移転に伴い、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、施設を移転する場合には、同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

児童福祉法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第23号 所沢市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

別表（第2条関係）

名称	位置
略	
所沢市立椿峰児童クラブ	所沢市小手指南五丁目20番地の1
略	

別表（第2条関係）

名称	位置
略	
所沢市立椿峰児童クラブ	所沢市小手指南四丁目17番地の10
略	